

附属機関等の概要

(1面)

1 名	称	宮崎県産業教育審議会	
2 区	分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	産業教育振興法第11条 宮崎県産業教育審議会条例第1条		
4 設 置 目 的	本県の産業教育の振興に関する総合計画の樹立など産業教育に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査・審議する。		
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	本県産業教育の在り方について、調査・審議する。		
6 会議の開催状況 (平成30年度)	① 開催期日 ・平成30年7月10日 ・平成30年12月25日 ② 主な審議事項 これからの本県産業教育の在り方について		
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <input type="checkbox"/> 未定	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	教育庁 高校教育課 産業教育担当 電 話: 内線 3256 (直通)0985-44-2601		

